

六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
発行額	方法の決	募入額の法	発行方の適	用振替法の適	の法律項及び根拠そ	の法發行及び根拠そ	件名稱及び記	令國債の發行等に關する省令第
国項計億つ定う額りい各入利振の以律社一法会十財回利債のに二いにち面当も申札回替適下へ債項律計四政付に規関千て基、金ての込にり機用「平、株式等の振替法のに号法國庫債券大臣野田佳彦の規定に基づく大藏行、	に規関千て基、金ての込にり機用「平、株式等の振替法のに号法國庫債券大臣野田佳彦の規定に基づく大藏行、	つ定す九はづ財額るかみよを関を受けるもとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	つ定す九はづ財額るかみよを関を受けるもとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	二関へ昭和四十一年三月七日示に發行する。しめたる昭和五十七年三月三十日告示に發行する。	二関へ昭和四十一年三月七日示に發行する。しめたる昭和五十七年三月三十日告示に發行する。	二十二年八月九月十五日告示に發行する。	二十二年八月九月十五日告示に發行する。	二十二年八月九月十五日告示に發行する。
いにる百、き政で。らのる競は受け法「三年法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	いにる百、き政で。らのる競は受け法「三年法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	そう発争日けるもとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	そう発争日けるもとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	三る四年法律第二十一条第一項に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	三る四年法律第二十一条第一項に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。
はづ律十面行第千、き第五金し四九額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	はづ律十面行第千、き第五金し四九額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	のち行に本銀行の付銀もとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	のち行に本銀行の付銀もとのう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。
額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	応募しとてとし。の順りわる。その割低るの規定。	応募しとてとし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。
額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額利てとし。の順りわる。その割低るの規定。	額利てとし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四平項法律第七十九号に付銀のう。とし。の順りわる。その割低るの規定。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。	四十年（昭和四十一年）三月三十日告示に發行する。
額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	回行す。その割低るの規定。	回行す。その割低るの規定。	十成及法律第六十九特別第三年別三月三十日告示に發行する。	十成及法律第六十九特別第三年別三月三十日告示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。
額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	順りわる。その割低るの規定。	順りわる。その割低るの規定。	六十び法律第六十九特別第三年別三月三十日告示に發行する。	六十び法律第六十九特別第三年別三月三十日告示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。
額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	額發四万額た条百面行十円で利第九金し六、千付一十七額た条特八国項で利第別百債の千付一會九に規	回行す。その割低るの規定。	回行す。その割低るの規定。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。	三十一年四月七日示に發行する。

十 三	十 二	九 八	七
十一	一	八	
發		最	払
の經利	發	低	
払過	行	額	込
込利	行	單	
み子率	価	面	金
	格	位	額
	日	金	

(二)

に住時額金にの口るには者にへ額よに座も係發、又おたにりつにのる行前はいだ百算い記と所時記外てし分出て載し得に(一)国取、のしは又て税おの法得当二た、は振がい算人す該十金前記替源て式である國を額記録口泉、にあ者債乗か(一)さ座徵そよるがをじらのれ簿収のり場非発た當算る中さ利算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{143}{365}$$

(一)年四額平す額の振五万三百  
む十式は二錢面成るの記替万円千八  
も号に、募・金二。整載法円三十  
のによ払入二額十數又の百七  
と規り込決パ百二倍は規億  
す定算金定一円年記定二七  
るす出額のセ円八金録に二千  
。るしに通ンつ月額はよ五  
期た加知トき十に、る千萬  
日金えを百日よ最振八円  
に額、受十る低替百  
払を次け円も額口三  
い第のた五の面座十八  
込二算者十と金簿

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初期利子

平成二十二年八月十日  
財務大臣から通知を受けた者  
財務大臣行額十支の期月  
本面成銀金六をそ払三  
日額平利てを毎年  
支年六各及  
百二十間払九  
円日に期月  
百二十間払九  
円日属に二  
すお十  
るい日

額面金額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$

規下は期た期平定、が金と成控得は出  
す次そ銀額し二除税外し  
る号の行を、十すの国た  
期及翌休支次二る税法金  
日び営業払の年率人額  
に第業う算九とをがに  
つ十日。式月が乗適當  
い六にたに二でじ用該  
て号支當だよ十きたを非  
同に払たしり日る金受居  
じおうる、算を額け住  
いへと支出支。の  
て以き払し払所又